

議案第六十六号

三朝町過疎地域振興計画の一部変更について

別表のとおり、三朝町過疎地域振興計画の一部を変更することについて、過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第六条第六項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年六月十六日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年六月十七日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由